

【食費・居住費の負担限度額と認定要件】

利用者負担段階	負担限度額（日額）					認定要件
	食費	居住費				
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	300円	820円	490円	490円(320円)	0円	▽世帯全員（世帯分離している配偶者も含む）が住民税非課税で、高齢福祉年金を受けている人 ▽生活保護を受けている人
第2段階	390円	820円	490円	490円(420円)	370円	本人と世帯全員（世帯分離している配偶者も含む）が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人
第3段階	650円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	本人と世帯全員（世帯分離している配偶者も含む）が住民税非課税で、上記第2段階以外の人
基準費用額	1,380円	1,970円	1,640円	1,640円(1,150円)	370円(840円)	

*（ ）内の金額は、特別養護老人ホームに入所した場合かショートステイを利用した場合の額

更新の場合は早めに申請を

介護保険負担限度額認定

負担限度額認定とは
 介護保険サービスのうち、施設サービス（特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設）や短期入所サービス（ショートステイ）を利用する場合に必要な食費と居住費について、一定の要件を満たしている人（左表参照）に、更新の手続きを個別にお知らせしています。引き続き要件に該当する人は、6月から更新の手続きが行えますので、早めに申請をしてください。

新規で認定を申請する人

減額の対象となるのは申請した月の初日からです。要件に該当し認定証が届いたら、施設利用時に提示してください。

申請時に必要な物

- 負担限度額認定申請書
- 預貯金などの照会にかかると同意書
- 本人と配偶者名義の預貯金、有価証券にかかる通帳などの写し
- 印鑑（本人、配偶者、申請者）

*申請内容に不正があった場合は、加算金が課せられます

問い合わせ先
 介護保険課介護保険係
 ☎(36) 4877

現在、認定を受けている人の有効期限は平成29年7月31日(月)です

負担限度額認定を受けている人には、6月上旬に更新の手続きを個別にお知らせしています。引き続き要件に該当する人は、6月から更新の手続きが行えますので、早めに申請をしてください。

平成29年度 宗像市国民健康保険特別会計予算

安定した国保事業運営を

国民健康保険（国保）は、病気やけがのときに安心して医療が受けられるよう、被保険者が保険税を出し合い、必要な保険給付費などに充てて相互に助け合う制度です。

また、国保は、一会計年度を単位として収支する短期保険で、毎年度、保険給付費等歳出に見合った適正な国保税率を設定・課税し、その収入を確保することが事業運営の基本かつ前提です。

国保税の改定【介護納付金税率引き上げ】

国から示される介護納付金分の納付金額は前年度並みに推移するものの、介護第2号被保険者数（40～64歳）の減少に伴い、国保税収入

が減少するため、国保税率を引き上げて税収を確保するものです。

歳入・歳出の主な増加要因

歳入の主な増加要因は、前年度と比べ、前期高齢者交付金が2億6,199万円（8.7%）、共同事業交付金が1億6,457万円（6.3%）、県支出金が3,318万円（6.0%）増えたことなどです。

歳入に占める国民健康保険税の割合は約17.3%で、大半は国、県などの支出金で賄われています（グラフ1参照）。

歳出の主な要因は、前年度と比べて、共同事業拠出金が1億6,213万円（6.2%）、保険給付費が1億4,624万円（2.0%）増えたことなどです。

歳出に占める割合が最も大きいのは保険給付費で、共同事業拠出金、

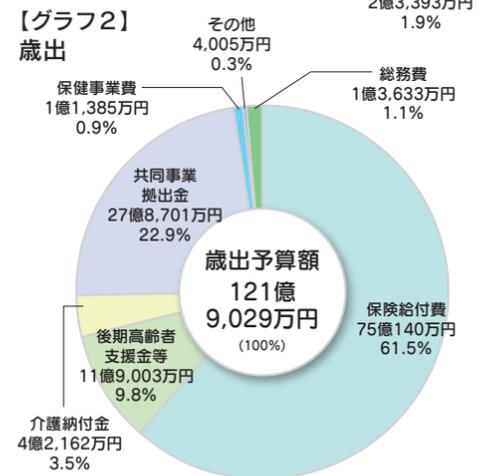
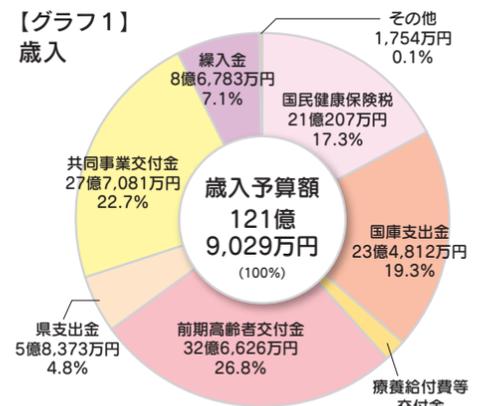
後期高齢者支援金等、介護納付金となっています（グラフ2参照）。

国保税は、被保険者の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金に充てられていて、国保事業の運営経費（事務員や職員の人件費、郵送代など）には一切使われていません。

将来にわたって、誰もが安心して医療が受けられる制度として維持・継続していくため、ジェネリック医薬品の使用促進など、引き続き医療費適正化の取り組みにまい進していきます。市民・被保険者のみなさんの理解と協力をお願いします。

問い合わせ先
 国保医療課国民健康保険係
 ☎(36) 1363

歳入、歳出の内訳（単位：万円）



全国相続協会相続支援センター 光岡相談室

遺言・後見・相続 無料よろず相談会

予約不要・先着順

- 赤間地区コミュニティセンター 10時～12時
7/4(火) 8/8(火) 9/12(火)
- 河東地区コミュニティセンター 10時～12時
6/22(木) 7/13(木) 7/27(木)

問合せ：福地幸子行政書士事務所 ☎0940-34-8084

障がい者のトータルライフパートナー

株式会社 ゆり庵

障がい者福祉サービス 生活訓練・生活介護

ゆり庵デイライフサポート

日中の居場所として、余暇活動や作業などの個別のプログラムを充実させていますので、お気軽にお問い合わせください！



- ・自宅までの送迎あり！
- ・自宅への訪問訓練もしています。
- ・外出や通院同行も柔軟に対応！

お問合せ：ゆり庵デイライフサポート Tel.0940-72-4904(担当：木塚、白藤)